

その一

何年何月何日
執 行

国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

1	投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)							
2	投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日				
3	投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由		
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時		午前(後)何時何分 事由 何々		
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)					
				(参会時刻)					
4	投票所開閉時刻	午前何時開始		午後何時閉鎖					
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党 派 氏 名							
6	投票の状況	投票人名簿登録者	投票当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		(男)							
		(女)							
		(計)							
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)							
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
(4)	点字により投票をした者								
(5)	代理投票	投票人	補助者		人				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)					
		代理投票者数		人					
(6)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数	票 内	受理と決定したもの		票 票			
				不受理と決定したもの					
		不受理又は拒否の決定を受けた者		(氏名)					
		不受理の決定を受けた者	(氏名)						
		代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)						
(7)	投票拒否の決定をした者	投票人の氏名		拒否の事由	仮投票の有無				
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否							
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否							
7	投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人			
					2 市区町村の職員	何人			
					3 その他の者	何人			

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、投票管理者(職) 氏 名
署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。
- 投票人の氏名のみ記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「投票当日有権者」欄には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。
- 投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載しなければならない。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び6(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
- 法第69条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日
執行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所						
2	共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日		
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後） 事由 何時何分 何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
4	共通投票所開閉時刻	午前何時開始	午後何時閉鎖				
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名				
6	投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)			(再交付の事由)		
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者				人		
5	代理投票	投票人	補助者		人		
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
		代理投票者数			人		
6	投票拒否の決定をした者	日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否	投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
7	共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人	

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、
投票管理者（職） 氏 名
署名する。
投票立会人 氏 名
投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- 法第69条ただし書に規定するときにあつては、「5 投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準ずる。